

奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者募集要項

第1 募集の趣旨

奈良県では、住民サービスのさらなる向上と施設の利便性・快適性を高め効率的な運営を図るため、平成18年度から奈良県第二浄化センタースポーツ広場（以下「第二浄化センタースポーツ広場」という。）について指定管理者制度を導入していますが、平成29年度末をもって指定期間が終了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第244条の2第3項及び奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（昭和63年奈良県条例第33号。以下「第二浄化センタースポーツ広場条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

第2 施設の概要

(1) 施設の名称

奈良県第二浄化センタースポーツ広場

(2) 施設の所在地

奈良県北葛城郡広陵町萱野100-1（代表地番）

図面等は「**第二浄化センタースポーツ広場管理運営業務仕様書**」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 設置の目的

第二浄化センターの環境を保全し、県民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図ります。

(4) 施設の規模

敷地面積 81,864㎡

スポーツ施設等の名称	面積	スポーツ施設等の概要
テニスコート ファミリープール	(4,000㎡) (8,700㎡) ※ 管理棟等の面積も 含む	4面 2.5mプール×1 流水プール（スライダー付） ×1 ちびっこ・ベビープール×1
運動場	(27,300㎡)	2面
冒険広場	(11,400㎡)	遊具等
多目的広場	(3,200㎡)	2面
駐車場	(16,800㎡)	約600台
その他	(10,464㎡)	植栽、広場内歩道等

(5) 施設の沿革

昭和63年5月供用開始（ファミリープールは同年7月供用開始）

平成5年4月冒険広場を追加

(6) 現在の管理運営体制

指定管理者『サンアメニティ・Real Style共同事業体』（以下「サンアメニティ」という。）

(7) 施設の利用状況等

「別紙1」を参照してください。

第3 募集に際しての諸条件

(1) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる第二浄化センタースポーツ広場の利用にかかる基本的な条件及び管理運営の基本的な事項に沿って適正に管理するものとします。

ア. 開場期間

- (1) テニスコート 1月5日から12月27日
 - (2) ファミリープール 7月1日から8月31日の間で、指定管理者が提案し、県と協議し決定する期間
 - (3) 運動場 1月5日から12月27日
- 詳細は「仕様書」を参照してください。

イ. 開場時間

午前9時から午後5時（6月16日から8月15日の間、テニスコート及び運動場は午後7時まで延長）

詳細は「仕様書」を参照してください。

ウ. 開場期間及び開場時間の変更

指定管理者は特に変更を必要とする場合は、知事の承認を得て開場期間及び開場時間を変更することができますので、応募者は第二浄化センタースポーツ広場の利用促進を図るため、開場期間及び開場時間の延長を積極的に提案してください。なお、当該延長に伴い利用料金収入が増えた場合であっても、指定期間中に県から支払う委託料を減額することはありません。

エ. 管理運営の基本方針

指定管理者は、多くの県民が集う施設として管理運営し、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、施設及び設備等を清潔に保つとともに、機能を正常に保持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行ってください。

オ. 関係法規等の遵守

管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等のほか関係法令等を遵守してください。なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は改正後が適用されます。

- (1) 地方自治法、同法施行令（昭和22年政令第16号）、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）ほか行政関係法令
- (2) 第二浄化センタースポーツ広場条例、同管理規則（昭和63年奈良県規則第5号）

- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）ほか労働関係法令
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令及び基準等
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号）

指定管理者は、奈良県個人情報保護条例第10条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）、奈良県行政手続条例（平成8年奈良県条例第26号）

指定管理者は、施設の使用承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、奈良県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

- (6) 奈良県公契約条例（平成26年奈良県条例第11号）、同施行規則

カ. 文書管理及び情報公開

- (1) 指定管理業務を行うに当たり、作成し又は取得した文書等は適正に管理し、5年間保存してください。なお、指定期間を過ぎた後も同様とします。また、指定期間終了時に県の指示に従って文書の引継等を行うことがあります。
- (2) 指定管理者から県へ提出していただいた事業報告書等の文書は、県に対する情報公開請求手続きを通じて情報公開の対象となります。

キ. 環境配慮

指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めてください。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めてください。

(2) 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記のとおりとし、その詳細は別添「仕様書」で定めるとおりとします。

ア. 施設の利用承認及び利用制限に関する業務

指定管理者は第二浄化センタースポーツ広場の施設の予約の受付、使用許可、利用料金の収受及び使用の制限等の業務を実施することとします。

なお、この業務には施設の利用指導、案内業務及び苦情対応等も含まれます。

- (1) 予約の優先措置、利用料金の減免及び利用料金の還付の基準等については、県と指定管理者が別途締結する協定書でその基準を定めます。（現在、減免

を行っている例はありません。)

- (2) 平成30年3月31日までに現在の指定管理者が行った同年4月1日以降に係る使用承認(使用料の額も含む)は有効です。また、同年3月31日までに現在の指定管理者に納付された同年4月1日以降の使用に係る使用料がある場合は、平成30年度からの指定管理者に当該使用料が引き継がれます。
- (3) 指定管理者は、第二浄化センタースポーツ広場条例第3条に該当する場合は、使用の承認を取り消すことができます。
- (4) 「施設予約システム」の利用

奈良県では、行政手続きのオンラインサービス(いわゆる「電子申請」)を推進しており、その一環として、施設利用予約についても電子化を推進しています。

つきましては、第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者となった場合は、奈良県より提供の「施設予約システム」を利用して業務を行うことを必須要件とします。

なお、「施設予約システム」の利用に関する諸条件は別添『**指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書**』を参照してください。

「施設予約システム」の導入にあたっては、指定管理者側でインターネットメールアドレスを用意していただく必要がありますのでご注意ください。

なお、インターネットをお使いにならない利用者のために、従来からの電話による予約や窓口来所による予約等オンライン以外の方法による予約も適正に受け付けてください。

イ. 施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設を快適に利用していただくため、施設の維持管理、修繕及び各種設備点検等を行ってください。

修繕に関しては、事前に県と協議し、毎年度提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施しなければなりません。
- (2) 県と指定管理者の分担区分は「**(8)業務の役割分担一覧表**」のとおりです。
- (3) 県への申し出なく行われた修繕については、すべて指定管理者が負担するものとしします。
- (4) 通常有すべき安全性を欠いている場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠くおそれのある場合は、県は、一件103万円以下の修繕について、指定管理者にその実施を命じることがあります。
- (5) 委託料に含まれる施設の修繕に係る費用は、年度ごとに精算するものとします。詳しくは「**(9)事業収支に関する事項**」を参照してください。
- (6) 指定管理中に県が行う大規模改修については、未定です。

ウ. 広報活動に関する業務

施設の周知及び新規利用者の誘客並びにリピーターの増加に向けた適切、効果的な広報宣伝活動を積極的に実施してください。

指定管理者が作成した施設のホームページには奈良県のホームページから

リンクします。

特に、平日利用の促進による施設の活性化を期待していますので、平日の活動が可能なスポーツクラブ等地域団体等への周知や利用促進を積極的に働きかけてください。

なお、広報活動の実施については、広報活動と下記自主事業とを明確に区分し、事前に県と協議し、毎年度提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施しなければなりません。

エ. 自主事業の実施に関する業務

指定管理者は、第二浄化センタースポーツ広場の設置目的の範囲内において、自主事業を実施することができます。

応募事業者は、施設が活性化する自主事業を積極的に提案してください。

- (1) 自主事業の実施については、第二浄化センタースポーツ広場本来の目的、機能を損なわないように注意し、事前に実施内容について県と協議し、毎年度提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施しなければなりません。

なお、年間業務事業計画書において提案された自主事業であっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。

- (2) 県と協議し、合意を得た上で年間業務事業計画書に記載した自主事業については、行政財産使用許可を得る必要がないものとします。
- (3) 自主事業は、実施により収入が伴うものであり、その実施は指定管理者の責任と費用（自主事業に係る費用は委託料及び利用料収入を充てることはできません。）で行い、収入は指定管理者が収受できるものとします。
- (4) 自主事業として認められないものは、奈良県第二浄化センタースポーツ広場管理規則第5条に規定する行為のほか、直接施設利用者の利便性の向上につながらない事業又は単に他の者に場所を提供する類の事業（再委託する場合は除きます。）並びに公の施設としてふさわしくない事業です。

<参考>

	ウ. 広 報 活 動	エ. 自 主 事 業
収 益 性	なし	あり
目的の範囲内	可	可
目的の範囲外	不可	限定的に認められる (行政財産使用許可を要する)

オ. 利用者等満足度調査の実施及び施設サービス向上への活用

利用者からの評価等を適切に把握するため、県の「利用者等満足度調査導入マニュアル」に従って調査を実施し、施設サービスの向上に活用していただきます。

調査の詳細は別途協議しますが、概要は下記のとおりです。

- 調査対象：施設利用者
- サンプル数：100以上

- 調査方法：アンケート用紙（原則1枚もの）への記入
- 1ヶ月以内に調査結果を集計し、事業者が自己分析・評価を実施し、可能なものから改善
- 県へ結果を報告、原因分析と必要に応じ、県が改善指示
- 連絡会議（**(3)ク(2)**で後述）で実施方法や結果をふまえた改善の取り組みについて確認

キ．県が実施する業務への協力

奈良県第二浄化センターの運営及び県が施設の活性化等を図る為に実施する業務等については、協力しなければなりません。

ク．事業報告書等の提出

(1) 年間業務計画書の提出

年間の事業計画、収支計画、運営目標（目標値）、自主事業等を内容とする各事業年度の事業計画を、毎事業年度開始の1ヶ月前までに提出してください。

(2) 例月業務報告書の提出

別紙仕様書に記載のとおり業務報告書を月末に作成し、翌月の10日（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日にあたる場合は翌日）までに提出してください。

(3) 事業実績報告書等の提出

毎事業年度終了後、指定管理業務に係る事業実績報告書（内容としては、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況、自己評価等を予定していますが、詳細は別途締結する協定で明記します。）を作成し、翌年度の4月末までに提出してください。

(4) サービスの質に関する評価シート（利用者満足度調査後1ヶ月以内に提出）

ケ．モニタリングの実施

(1) 自己評価の実施

毎年度、施設の管理運営上の目標の達成度合い等を検証のうえ、自己評価・原因分析を実施し、事業実績報告書と併せて県へ提出してください。

(2) 連絡会議の開催

業務履行確認、目標値に対する評価・分析、情報交換、指定管理者の意見、提案の受入れ等を目的として毎年度2回以上、県と指定管理者で連絡会議を開催します。

また、県は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 県による評価の実施

県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適正に実施されているかを評価し、その結果を毎年公表します。

(4) 実績評価の反映

指定期間の年度ごとに以下の【評価結果反映表】の評価ランクに応じ評価

し、総指定期間における実績反映の平均値（小数点第2位以下四捨五入）を算出したうえ、総配点に当該平均値の100分の1.5の値を乗じて得た値を現指定管理者の評価得点に加減し、反映します。

【評価結果反映表】

評価ランク	実績反映割合	基準
優秀	+10%	・利用者等の満足度、サービスの質の大幅な向上が認められた。 ・指定管理者による積極的な創意工夫があり、その効果が認められた。
優良	+5%	・利用者等の満足度の向上、業務水準を上回る取り組みが認められた。 ・指定管理者による積極的な創意工夫があり、その効果も一部認められた。
妥当	0%	・利用者等の満足度、業務水準の維持が認められた。 ・指定管理者による創意工夫が認められた。
課題あり	-5%	・利用者等の満足度、業務水準の維持が一部確保されていない。
要改善	-10%	・利用者等の満足度や業務水準の維持・確保がなされず、その取り組みも認められない。

※指定期間5年のケース、総配点150点の場合

(例)

評価ランク

1年目 C、2年目 B、3年目 C、4年目 B、5年目 B

(0% + 5% + 0% + 5% + 5%) ÷ 5(年間) = 3%

総配点 150点 × 3% = 4.5点を実績評価点として加点する。

コ. その他業務

(1) 決算書類の提出

毎事業年度終了後、決算書類（貸借対照表及び損益計算書）を自社（共同体の場合は、各構成員）の決算終了後1ヶ月以内に提出してください。

(2) 帳簿等の備え付け

指定管理業務を行うに当たっては、別添「仕様書」に記載のとおり帳簿等を作成の上、備え置くとともに、県から要求があったときは閲覧等に応じてください。

(3) 資料等の提出要求への対応

地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、県が必要と認める資料等の提出を求めた場合は、誠実に対応してください。

(4) 奈良県情報公開条例との関係

指定管理者が県へ提出した事業報告書等の文書は、県に対する情報公開請求手続を通じて情報公開の対象となります。

(5) 各種調査の実施

県から各種調査を依頼する場合があります。調査の概要は、別途締結する協定で明記するとともに、必要に応じて協議することとします。

(6) その他

その他、トラブルや苦情処理への対応等別添「**仕様書**」記載の事項のほか、施設の管理運営上、必要に応じて協議することとします。

サ. 留意事項

(1) 業務の再委託

指定管理者は、業務の全てを一括して第三者に委託することはできませんが、部分的な業務（設備点検、清掃、警備等）は、専門の事業者へ委託することができます。

なお、その際にも奈良県公契約条例に則る必要があります。

(2) 業務実施状況の確認と改善指示

事業実績報告書等の報告に基づく確認のほか、管理業務が適正に行われているかの状況確認のために、随時施設への立ち入りや説明を求め、その結果、必要と認めるときは業務の改善等の指示を行うことがあります。

(4) 管理人員の配置

ア. 通常期

開場時間中は、管理責任者1名及び管理要員1名を置くこととします。

管理責任者不在の際は、代替職員をその任に充てる等配慮してください。

(詳細は「**仕様書**」を参照してください。)

なお、管理責任者は、やむを得ない事由を除き、「(2) 指定の期間」に定める期間中は責任者の変更を行わない配慮を求めます。

イ. プール開催期

プール開催期間中は、通常期の人員に加え、責任者等安全確保等に必要の人員を配置することとします。

責任者不在の際は、代替職員をその任にあてる等配慮してください。(詳細は「**仕様書**」を参照してください。)

(5) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して、以下のとおり義務を負うこととします。

ア. 指定管理者の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ. 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ「**事故対応マニュアル**」を定めるとともに、事故発生時には直ちに県にその旨を報告しなければなりません。

- ウ. 指定管理者は、損害保険会社により提供される施設管理者賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。
- エ. 保険金額は、対人賠償1事故につき3億円以上、対物賠償1事故につき、500万円以上とします。現在の加入状況は「仕様書」で示しています。なお、火災保険は県で加入します。

(6) 指定管理者による施設の整備

スポーツ広場の整備のうち、事業計画書で指定管理者より提案があったもので、県が認めたものについては、指定管理者の負担により実施できます。

(7) 漏水対応に関して特に留意すべき事項

漏水の際には、県からの指示に基づきプールを閉鎖していただくことがあります。この場合、**閉鎖に伴う損失補償はいたしません。**

なお、直近の漏水に伴うプールの閉鎖に関する資料は「別紙2」のとおりです。

(8) 業務の役割分担一覧表

県と指定管理者の役割分担の区分は、次のとおりです。

業務項目	指定管理者	県
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
③施設の修繕	一件103万円以下のもの	一件103万円を超えるもので県が必要と認めるもの
④施設の整備、大規模改修		○
⑤事故、災害等による施設の修繕	責めに帰する場合	左以外の場合
⑥災害時対応 （待機連絡体制確保、被災状況の調査・報告、応急措置）	○	（指示等）
⑦施設の運営管理 （利用指導、案内業務、苦情対応等）	○	（指示等）
⑧施設の利用承認等	○	
⑨法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）		○
⑩施設の火災共済保険の加入		○
⑪施設管理者賠償責任保険の加入	○	
⑫各種調査の実施（利用者等満足度調査等）	○	（指示等）

(9) 事業収支に関する事項

- ア. 指定管理料

- (1) 第二浄化センタースポーツ広場の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める額の範囲内で応募事業者から各年度の希望額の提案を求めます。なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。
- (2) 指定期間の**委託料上限額 49,635千円**（5年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 委託料の精算及び減額
 - (ア) 利用料金収入や自主事業収入の増加及び経費の節減など指定管理者の経営努力によって生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めませんので、開場期間や開場時間の延長、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、**利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、補填は行いません。**
 - (イ) 災害や異常気象等不測の事態の事由が発生した場合は、県と指定管理者において協議の上、委託料を増減する場合があります。
 - (ウ) 県の責任と費用によって実施する工事等により、大幅な経費削減が生じる場合は、委託料を減額する場合があります。

イ. 施設運営収入

- (1) 利用料金制（承認料金制）の採用
施設の利用に係る料金（以下、「利用料金」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受するものとします。
利用料金の額は、第二浄化センタースポーツ広場条例及び同規則に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定めるものとします。（なお、使用料の額は消費税及び地方消費税を含む額です。）
一旦承認された利用料金の額は、消費税率の改定等の特別な理由がない限り、指定期間中は、引き上げできません。
- (2) 自主事業収入を踏まえた上で、収支計画を立て、利用料金の提案をしてください。
- (3) 利用料金以外の収入
利用料金の対象とならない「行政財産使用料」は県の収入となります。
また、**指定管理者が自ら実施する自主事業については、経費及び収入ともに委託料の積算には含めません。**

ウ. 施設管理運営支出

指定管理者が行わなければならない維持管理・運營業務に伴う、指定管理者の person 費、広報活動費、施設の修繕費、光熱水費、保険料、施設の保守点検等を外部委託した場合の委託費及びその他の経費等が含まれます。

ただし、指定管理者が実施する修繕に要する費用は、**各年度190万円以上**の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとします。応募者が190万円以上の支出が必要と判断した場合は、その金額を計上し提案してくだ

さい。また、各年度が終了した時点で支出額が提案額に満たなかった場合には、原則、指定管理者は提案額から支出額を引いた差額を県に返還することとしますが、指定期間の最終年度を除き、支出しなかった額を翌年度に繰越して支出することも可能とします。**なお、提案額を超えて修繕費が発生した場合、県から追加の支出は行いません。**

エ. その他

(1) 年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日までとします。）毎に区分してください。また、県が支払う委託料の支払時期は、原則として四半期毎の概算払いとなります。なお、詳細は別途締結する協定書で定めます。

(2) 会計区分

施設管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分し経理してください。

(3) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、法人等の口座とは区別してください。また、自主事業についても施設管理業務の管理口座とは区別してください。

(10) 損害賠償義務、不可抗力等発生時の対応に関する事項

ア. 損害賠償義務

- (1) 指定管理者は、故意または過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の負担により原状回復しなければなりません。また、県に別に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。但し、その損害が指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではありません。
- (3) 県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

イ. 不可抗力等発生時の対応

- (1) 不可抗力等が発生した場合、指定管理者は、不可抗力等の影響を早期に除去するための対応措置その他必要な対応措置をとるとともに、不可抗力等により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければなりません。
- (2) 法令改廃により、対応措置が必要となった場合、指定管理者は、速やかに必要な対応措置をとらなければなりません。
- (3) 不可抗力等の発生に起因して県、指定管理者又は第三者に損害や増加費用が発生した場合、県と指定管理者は協議を行い、不可抗力等の判定や費用負担等を決定するものとします。
- (4) 前記の協議の結果、不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができな

くなつたと認められた場合、指定管理者は不可抗力等により影響を受ける限度において、指定に伴い生じる義務を免れるものとします。

- (5) 指定管理者が不可効力により業務の一部を実施できなかった場合、県は、指定管理者と協議の上、指定管理者がこれにより免れた業務に係る費用の額を委託料から減額することができるものとします。

(11) 納税義務に関する事項

指定管理業務の実施に伴い指定管理者に生じる納税義務については、適正に対応していただきます。

税の滞納が無いことを応募資格要件の一つとしていますが、指定後においても、税の滞納は指定の取消要件の一つとなりますので注意願います。

第4 申請の手続き

(1) 応募資格

ア. 奈良県内に事務所を置く、又はこの指定管理業務にかかる協定書を締結するまでに事務所を置こうとする法人等の団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）

複数の法人等が構成員となり結成する団体（以下、「共同体」という。）で申請する場合は、代表構成員が、奈良県内に事業所を置く又は置こうとする者であることとします。

イ. 次に該当する法人等は応募することができません。

- (1) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）であり、主として公の施設の指定管理業務を行う法人。但し、知事、副知事並びに同条第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令第122条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- (3) 奈良県から入札参加資格停止を受けている法人等
- (4) 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、再生又は会社整理の申立手続きをしている法人
- (5) 奈良県税（奈良県内に事業所を有しない者にあつては、本店の所在する都道府県の都道府県税）、法人税、消費税（地方消費税含む）及び市町村税（奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。）を滞納している法人（法人格のない団体にあつては代表者が奈良県税（奈良県に住所を有しない者にあつては、住所の存する都道府県の都道府県税）、所得税、消費税（地方消費税含む）及び市町村税（奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る）を滞納している団体）

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である法人等
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ウ. 複数の法人等で共同体を構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- (1) 代表構成員を選出し、県とのやりとりについては代表構成員が行うこと。
- (2) 共同体には適切な名称を付け、その名称で申請すること。また、構成員全員の委任状（第8号様式）を添付してください。
- (3) 次の提出書類中のウ. (1)～(9)については、構成員それぞれについて提出すること。
- (4) 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり、または単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが、上記応募資格中のイ. (1)～(11)のいずれかに該当する場合は応募することができません。
- (5) 共同体を構成して応募する場合、構成員の変更は認めません。

(2) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を県に提出してください。

なお、応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

- ア. 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（第1-1号様式）
指定管理者指定申請添付書類確認表・・・・・・・・（第1-2号様式）
- イ. 事業計画書

- (1) 「指定管理者の経営姿勢及び運営実施体制について」 (第2-1号様式)
- (2) 「施設の平等及び公平な利用の確保について」・・・ (第2-2号様式)
- (3) 「コンプライアンスについて」・・・・・・・・ (第2-3号様式)
- (4) 「施設の効用の最大限発揮について」・・・・・・・・ (第2-4-1号様式)
- (5) 「サービスを向上させるための方策について」・ (第2-4-2号様式)
- (6) 「環境配慮について」・・・・・・・・ (第2-4-3号様式)
- (7) 「広報活動事業について」・・・・・・・・ (第2-5号様式)
- (8) 「管理運営経費について」・・・・・・・・ (第2-6号様式)
- (9) 「施設管理について」・・・・・・・・ (第2-7号様式)
- (10) 「安全管理等について」・・・・・・・・ (第2-8号様式)
- (11) 「地域との協力について」・・・・・・・・ (第2-9号様式)
- (12) 「モニタリングについて」・・・・・・・・ (第2-10号様式)
- (13) 「指定期間5年間の年度別収支予算計画」
「指定期間5年間のプール年度別収支予算計画」
「指定期間5年間の運動場年度別収支予算計画」
「指定期間5年間のテニスコート年度別収支予算計画」
「指定期間5年間の自主事業年度別収支予算計画」 (第2-11号様式)

※計画事項ごとに所定の様式に指定管理者としての考え方、計画を記入してください。

- (14) 「障害者雇用状況報告書」・・・・・・・・ (第2-12号様式)
- (15) 「保護観察対象者等雇用に関する証明書」・・・・ (第2-13号様式)

ウ. 申請する法人等に関する書類

- (1) 団体概要書・・・・・・・・ (第3号様式)
- (2) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人でない団体にあつては代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し) <いずれも申請日前3ヶ月以内に交付されたもの>
- (4) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の写し又はこれらに準ずる書類。
(但し、直近2事業年度以降に設立された法人等にあつては、設立日以降のものすべて)
なお、申請者が非上場企業の場合は、上記に加え、申請の日の属する事業年度の前3事業年度の勘定科目明細書及び直近の税務申告書 (法人税申告書) の写し
- (5) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人等の役員名簿
- (7) 応募資格イに該当しない旨等の申立書・・・・・・・・ (第4号様式)
- (8) 応募資格イ- (5) に該当しないことを証する証明書・・・ (納税証明書等)

(9) 類似施設の管理運営実績書（該当がある場合のみ）・・・（第5号様式）
エ. 共同体に関する書類（該当の場合のみ）

- (1) 共同体構成員表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第6号様式）
- (2) 共同体協定書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第7号様式）
- (3) 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第8号様式）

オ. 申請書類作成の留意点

計画事項毎に所定の様式に指定管理者としての考え方を記入してください。

各様式は図及び表等を使用し、複数の枚数になってもかまいませんが、各計画について、1枚から3枚程度で作成してください。

(3) 提出部数

正本1部及び副本9部を提出していただきます。

(4) 提出方法、提出先

ア. 受付期間

平成29年8月18日（金）から8月25日（金）まで

＜土曜、日曜及び祝祭日及び平日の正午から午後1時は除きます。＞

イ. 提出先

奈良県県土マネジメント部下水道課総務管理係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 県庁本庁舎2階

ウ. 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は簡易書留郵便により提出期限の8月25日（火）午後5時必着とします。

(5) 現地見学会及び説明会の開催

第二浄化センタースポーツ広場の現地見学及び説明会を次のとおり開催しますので、応募予定者は参加して下さい。なお、参加人数については応募一団体に付き2名までとします。

ア. 開催日時

平成29年7月19日（水）午前10時から正午まで

イ. 開催場所

奈良県第二浄化センター 3階会議室

（所在地）北葛城郡広陵町萱野460

ウ. 参加申込

参加される方は、平成29年7月18日（火）12時までに、別紙第9号様式に必要事項を記入の上、「(4)イ. 提出先」に提出してください。

(6) 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア. 受付期間

平成29年7月10日（月）から8月4日（金）まで

＜土曜、日曜及び祝日及び平日の正午から午後1時は除きます。＞

イ. 受付方法

郵送、FAXによる。（別紙第10号様式を使用）

ウ. 提出先

「(4)イ. 提出先」に同じ

エ. 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して個別には行わず、県ホームページ上において随時（質問が到達してから1週間後をめぐり）質問の要旨と併せて掲載します。（質問者名は掲載しません。）

(7) 留意事項

ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際して公正な競争を制限する行為を行った場合は、失格とします。

イ. 応募一団体につき提案は一提案とします。

ウ. 一度提出された書類は、これを書き換え、又は差し替えることはできません。

エ. 県が提示する仕様書等の図書類の著作権は県に帰属し、事業計画等の提出書類の著作権は申請者に帰属します。但し、県が指定管理者の選定結果の公表等において必要と認めるときは、申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

オ. 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

カ. 提出された書類等は、個人に関する情報等奈良県情報公開条例第7条に規定する不開示事項を除き、情報公開請求に応じて、公開されることがあります。なお、事業者独自のノウハウ等非開示を希望される事項がある場合は、当該部分分かるようにマーキングするなど明示してください。

キ. 申請書類等作成に使用する用紙及び書式

申請書類等はA列A4（JIS P 0138 1998）で作成し、ページ数を中央下に表記してください。ワードプロセッサを使用して書類を作成される場合は、文字の大きさを10.5ポイントとしてください。ワードプロセッサ以外で書類を作成される場合は、1行40文字以内、1ページ60行以内としてください。

ク. 申請書作成に使用する通貨及び言語

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位に限ります。

ケ. 応募の辞退

応募者の倒産、解散等の事由により申請後に辞退する場合、**審査会開催日の4日前まで**に「第二浄化センタースポーツ広場指定管理者指定申請辞退届」（第11号様式）を「(4)イ. 提出先」に直接持参し、届け出てください。

- コ. 提出書類は返却しません。
- サ. 申請等に要する経費は申請者の負担とします。
- シ. 今後のスケジュール等は「第9スケジュール」のとおりです。

第5 提案内容と指定管理者選定の評価基準

指定管理者の選定は、学識経験者等外部委員で構成する「奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、下記の評価基準（合計150点）に基づき審査します。指定管理者は、選定審査会で指定管理候補者を選定した後、知事が候補者を決定し、奈良県議会の議決を経て指定します。なお、指定後、速やかに奈良県公報において告示します。

(1) 選定審査基準及び審査のポイント、着眼点並びに配点

審査基準	審査のポイント・着眼点等	配点	主な対応様式
ア. 指定管理者の経営姿勢及び運営実施体制について	(1) 当該施設の設置目的を理解した適切な管理運営方針や考え方を示しているか	11点	第2-1号様式
	(2) 方針を踏まえた当該施設の目標設定（利用者数、稼働率等）及び実施策を示しているか		
	(3) 類似施設の管理実績を示しているか	5点	第5号様式
イ. 施設の平等及び公平な利用の確保について	(1) 誰もが平等及び公平に利用できる仕組みづくりと、また、障害児者や高齢者などへの配慮について示しているか	5点	第2-2号様式
ウ. コンプライアンスについて	(1) 指定管理者として要求される個人情報保護及び情報公開並びに行政手続き等の法令の遵守体制について示しているか	5点	第2-3号様式
エ. 施設の効用の最大限発揮について	(1) 新規利用者の誘客、リピーター等利用者増に向けた適切、効果的な事業計画及び予算並びに期待できる効果及びその根拠について示しているか	15点	第2-4-1号様式
	(2) 当該施設の平日利用者を増加させる適切、効果的な事業計画及び予算並びに期待できる効果及びその根拠について示しているか		
	(3) 施設の設置目的の達成のための、浄化センターの環境保全及び広場施設の改修等積極的に提案しているか		
	(4) 具体的な自主事業計画及び予算並びに期待できる施設への利用促進効果とその根拠について示しているか		

オ. サービスを向上させるための方策について	(1) 利用者の立場に立った柔軟なサービスの提供及び向上並びに利便性の向上について示しているか	5 点	第 2 - 4 - 2 号様式
カ. 環境配慮について	(1) 環境配慮の取り組みについて期待できる効果及びその根拠を示しているか。	5 点	第 2 - 4 - 3 号様式
オ. 広報活動事業について	(1) 施設の周知、新規利用者の誘客及びリピーター等利用者増に向けた適切、効果的な広報活動事業計画及び予算並びに期待できる効果及びその根拠について示しているか (2) 平日利用の促進につながる広報活動事業計画及び予算並びに期待できる効果及びその根拠について示しているか (3) 地域のスポーツクラブの活動拠点としての誘致に関する取り組みについて提案しているか	15 点	第 2 - 5 号様式
カ. 管理運営経費について	(1) 各施設に係る収入の増加、経費の削減（無料施設も含む。）による収益性、収益率の向上に向けた取り組みについて示しているか	5 点	第 2 - 6 号様式
キ. 施設管理について	(1) 利用者が安全・安心・快適に利用してもらうための施設の点検及び修繕計画、その予算と清掃、外構植栽の管理について示しているか	5 点	第 2 - 7 号様式
ク. 安全管理等について	(1) 管理運営に当たっての適切な人員配置及び業務体制並びにトラブルや苦情処理への対応方策について示しているか (2) 安全・安心に利用できる通常・緊急・救急体制及び事故対応マニュアルについて示しているか	10 点	第 2 - 8 号様式
ケ. 地域との協力について	(1) 地域におけるスポーツの振興及び地域貢献に対する取り組みについて示しているか	5 点	第 2 - 9 号様式
コ. モニタリングについて	(1) 事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示しているか	5 点	第 2 - 10 号様式
サ. 業務を安定して行う能力について	(1) 法人等の経営基盤の安定性 ・ 過去3年間の決算状況はどうか。 ・ 資金計画等確実な財政基盤があるか。	15 点	第 4 (2) 提出書類のうち(4) (5)
シ. 収支計画書について	(1) 適正な収支計画について示しているか	10 点	第 2 - 11 号様式 (提案価格部分は除く)
	(2) 提案価格について ※1 ・ 価格点 = 20 点 × (1 - 当該提案価格 / 指定期間の委託料上限額)	20 点	第 2 - 11 号様式

ス. 適正な労働条件の確保その他社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度	(1) 障害者の雇用状況 ※2 国へ障害者雇用状況報告書の提出義務がある応募者（常用雇用労働者50人以上）の場合、		3点	障害者雇用状況報告書（平成29年6月1日現在）の写し
	・障害者実雇用率（報告書⑩欄）が3%を上回る	3点		
	・障害者雇用人数（報告書⑪欄）に不足がない	1.5点		
	・障害者雇用人数（報告書⑫欄）に不足がある	0点		
	国へ障害者雇用状況報告書の提出義務がない応募者（常用雇用労働者50人未満）の場合		3点	第2-12号様式（平成29年6月1日現在）
	・障害者の雇用がある	3点		
	・障害者の雇用がない	0点		
	(2) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 ※3 平成26年7月10日以降、平成29年7月9日までの奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録		3点	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し
	・登録がある	3点		
	・登録がない	0点		
	(3) 保護観察対象者等雇用状況 ※3 平成28年4月1日以降、平成29年7月9日までの間の更正保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第88条に規定する更正緊急保護中の者の雇用		3点	第2-13号様式
	・雇用がある	3点		
	・雇用がない	0点		
	平成29年7月9日までの協力雇用主登録（上記と重複する場合は加算しない）			
	・登録がある。	0.3点		
・登録がない。	0点			
(4) 公契約条例違反の有無 公契約条例違反による過料又は入札参加資格停止措置があるか ※4	最大-9点			

※1 価格点については、20点を満点とし、県の積算した指定管理料の上限額（以下、「県の指定管理料」という。）と応募者の提案価格（以下、「提案価格」という。）の割合で算出します。なお、計算に用いる県の指定管理料は第3（9）ア(2)指定期間の委託料上限額に示した49,635,000円とし、提案価格は、様式2-12号に記載した指定期間（平成30年4月1日から平成35年3月31日まで）の委託料総額（消費税及び地方消費税を含む）とします。

【計算式】

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times \left[1 - (\text{提案価格} \div \text{県の指定管理料}) \right]$$

※2 グループで応募する場合、グループの障害者雇用率（各構成員の従業員の合計と各構成員の雇用する障害者人数の合計の割合）を算出し、以下のとおり配点します。

【計算式】

$$\text{グループの障害者雇用率} = \left[\frac{\text{各構成員の雇用する障害者数の合計}}{\text{各構成員の従業員数の合計}} \right]$$

グループの障害者雇用率	配点
3%以上	3点
2%以上3%未満	1.5点
2%未満	0点

※3 グループで応募する場合、構成員のうち1者以上に該当があれば良いものとします。

※4 過去3年間（平成26年7月10日から平成29年7月9日までの間）に公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置を受けたことがある場合、その回数×3点減点する。なお、グループで応募する場合は、各構成員の回数を合計して計算する。ただし、減額の上限は、9点までとする。

現指定管理者が応募した場合に、管理運営の実績を加減点評価として反映しません。

(2) 選定手続

ア. 書類審査（一次審査）

応募資格及び事業計画書の内容等の形式的な審査をします。

応募資格の不適合者は失格とします。また、明らかに不適切な事業計画による応募者は落選とします。一次審査の結果は、**平成29年9月5日（火）まで**にそれぞれの申請者に文書で連絡します。

イ. プレゼンテーション（二次審査）

書類審査（一次審査）を通過した申請について、申請者から選定審査会の委員に対して直接プレゼンテーションを行っていただきます。その後、選定審査会において総合的に審査し選定します。プレゼンテーションの実施日程については、**9月12日（火）を予定**していますが、詳細は一次審査の結果通知の際に併せて連絡します。二次審査の結果は、**11月上旬**を目途にすべての二次審査参加者（プレゼンテーション参加者）に文書で連絡します。

ウ. 応募者が一者のみであった場合にも、応募資格に適合しているかどうか、事業計画書の内容等が選定審査基準に適合しているかどうか等について、選定審査会において審査します。

第6 指定後の手続き

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結します。協定の主な内容は下記のとおりです。

- ア. 業務の範囲と実施条件に関する事項
- イ. 業務の実施にあたっての留意事項
- ウ. 業務実施に係る報告事項等
- エ. 委託料及び利用料金に関する事項
- オ. 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- カ. その他指定の取消等に関する事項など

なお、締結する協定は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当するため、協定書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付します。

指定管理者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年7月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

指定管理者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア. 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ. 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ. 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期（平成30年4月1日）から円滑に業務が実施できるよう、協定締結後速やかに現管理者との間で1ヵ月程度の期間で引継ぎを行うものとします。

(4) その他

県は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務については、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査の対象となる場合があります。

ます。

第7 その他

(1) 業務継続が困難になった場合の措置等

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置は次のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を県が了知した場合も同様とします。

ア. 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ. 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は県に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ. 不可抗力等による場合

不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、県と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行うものとします。

(2) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

指定管理者は、「第4申請の手続き(1)応募資格イ.(1)~(11)」に掲げる要件に該当することとなった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置は次のとおりです。なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を県が了知した場合も同様とします。

ア. 指定管理者が、「第4申請の手続き(1)応募資格イ.(1)~(6)」に掲げる要件に該当することとなった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。また、「第4申請の手続き(1)応募資格イ.(7)~(11)」に該当することとなった場合には、県は直ちに指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

イ. 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は県に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく第二浄化センタースポーツ広場の管理運営業務を遂行できるよう、責任を持って引継ぎを行うとともに、業務に必要なデータ等を遅滞なく提供してください。

第8 問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部下水道課総務管理係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 県庁本庁舎2階

電話：0742-27-7524（直通）

FAX：0742-23-9318

E-mail：gesui@office.pref.nara.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nara.jp/1684.htm>

第9 スケジュール

募集要項の配付	平成29年	7月10日（月）～8月22日（火）
現地説明会参加申込期限		7月18日（火）17時まで
現地説明会		7月19日（水）
質問事項受付期限		8月4日（金）
申請書受付期間		8月18日（金）～8月25日（金）
一次審査結果通知		9月5日（火）
プレゼンテーション		9月12日（火）（詳細は別途連絡）
二次審査結果通知		11月上旬
指定管理者指定議決		12月中旬
指定管理者指定告示		12月下旬
協定書締結	平成30年	1月上旬（議決後）
指定管理者業務開始		4月1日（日）

第10 添付資料

第二浄化センタースポーツ広場管理運営業務仕様書

第二浄化センタースポーツ広場維持管理基本水準書

指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書

(別紙1)

入場者数、使用料収入及び支出状況一覧(過去2年実績)

【収入実績】

・ファミリープール

平成27年度 30,548人(うち無料招待者:6,074人)
16,582,460円
平成28年度 31,814人(うち無料招待者:5,021人)
17,797,970円

※開場日実績は、平成27年度:45日間、平成28年度:47日間

・運動場

平成27年度 865,300円
平成28年度 824,700円

・テニスコート

平成27年度 955,250円
平成28年度 932,850円

・その他収入(自主事業)

平成27年度 4,256,237円
平成28年度 4,802,388円

【支出実績】

(単位:千円)

支出項目			平成27年度	平成28年度
植栽管理費	植栽管理費	委託費(草刈、芝刈等)	26	26
施設管理費	清掃費	委託費(プール清掃等)	50	194
	保守点検費	プール設備機器保守等	1,023	1,141
	修繕費	スライダーポンプ修繕等	2,108	1,968
	警備費	機械警備保守等	915	990
	人件費	夏期プールスタッフ等	4,928	5,733
運営費	人件費	事務所職員等	8,855	9,005
	広報活動費	新聞、雑誌掲載広告費等	379	315
	光熱水費	電気代、水道代等	4,819	4,888
	事務所運営費	保険料、消耗品費等	4,788	3,847
自主事業費	自主事業費	スクール講師料等	2,823	3,199
支出合計			30,714	31,306

(別紙2)

直近の渇水によるプール閉鎖の状況
(第二浄化センタースポーツ広場プール)

平成17年度 (プール閉鎖: 7月23日から8月28日まで 37日間)

月 日	経 過	有効貯水率 (%)		
		大迫	津風呂	室生
6月24日 (金)	奈良県渇水対策本部設置	39	68	70
6月27日 (月)	取水制限 紀の川 上水 10% 農水 30% 県営水道第1次給水制限 10%	37	60	64
6月28日 (火)	取水制限 室生ダム 上水 30% 農水 30%	36	58	62
7月 5日 (火)	取水制限解除 室生ダム	36	59	95
7月20日 (水)	県関係プール開園延期報道発表 (7月23日~)	46	63	89
8月11日 (火)	県関係プール開園中止報道発表	68	65	89
8月25日 (木)	取水制限 (紀の川)、給水制限の全面解除 奈良県渇水対策本部解散	69	64	88

(条例第8条関係 特定公契約特約条項)

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
- 3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。
- 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その

他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1) 下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
- 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。
- 3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。
- 4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査

のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第 14 条、施行規則第 11 条及び前 3 項の例による。

(措置報告)

第 9 条 奈良県は、条例第 15 条第 1 項及び施行規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、本協定の履行について、第 2 条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第 1 項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第 2 項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第 10 条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定の履行完了後 2 年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第 12 条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第 13 条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。